

2021年2月24日

各 位

会社名 スパイダープラス株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 謙自
(コード番号: 4192 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部本部長 大村 幸寛
(TEL. 03-6709-2830)

新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する
取締役会決議のお知らせ

2021年2月24日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに当社株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）の件
 - (1) 募集株式の数 当社普通株式 3,000,000株
 - (2) 募集株式の払込金額 未定（2021年3月12日の取締役会で決定する。）
 - (3) 払込期日 2021年3月29日（月曜日）
 - (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、いちよし証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この新株式の発行を中止する。
 - (6) 発行価格（募集価格） 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021年3月19日に決定する。）
 - (7) 申込期間 2021年3月22日（月曜日）から
2021年3月25日（木曜日）まで
 - (8) 申込株数単位 100株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 株式受渡期日 2021年3月30日(火曜日)
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、この新株式の発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 220,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一となる。）
- (3) 払込期日 2021年3月29日（月曜日）
- (4) 募集方法 処分価格での一般募集とし、野村証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、いちよし証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
（募集価格）
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一となる。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一となる。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一となる。
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (10) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,425,200 株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 株式会社 CHIYOMARU STUDIO | 1,214,900 株 |
| 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | |
| DCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組 | 909,100 株 |
| 合 | |
| 東京都豊島区 | |
| 伊藤 謙自 | 700,000 株 |
| 東京都北区中里一丁目37番6号 | |
| 村商株式会社 | 250,000 株 |
| 千葉県市川市 | |
| 増田 寛雄 | 185,000 株 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

東京都中央区八重洲一丁目3番4号

SMBC ベンチャーキャピタル3号投資事業有 166,700 株
限責任組合

東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番2号

西武しんきんキャピタル企業投資3号投資 156,500 株
事業有限責任組合

東京都中央区日本橋二丁目3番4号

三菱 UFJ キャピタル6号投資事業有限責任 151,500 株
組合

東京都江東区木場一丁目5番25号

りそなキャピタル4号投資事業組合 151,500 株

兵庫県神戸市北区

野田 隆正 145,000 株

栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号

あしかが企業育成ファンド三号投資事業有 125,000 株
限責任組合

東京都千代田区内幸町一丁目2番1号

みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組 125,000 株
合

東京都世田谷区

鈴木 雅人 72,500 株

埼玉県さいたま市浦和区

酒寄 直人 32,500 株

東京都文京区

倉邊 幹人 20,000 株

東京都渋谷区

勝部 公彦 20,000 株

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受
人となり、全株式を引受価額で買取引受する。

なお、当該株式のうち、公募による新株式の発行に係る株
式、公募による自己株式の処分に係る株式、当該株式及びオ
ーバーアロットメントによる株式売出しに係る株式の合計
株数の半数未満の株数は、野村證券株式会社の関連会社等
を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米
国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予
定である。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,146,700株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 1,146,700株 (上限)
売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021年3月19日(発行価格等決定日)に決定される。
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

5. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,146,700株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2021年4月26日(月曜日)
- (4) 払 込 期 日 2021年4月27日(火曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年3月19日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記4.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

6. 親引けの件

上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、日本国内で販売される株式数のうち、107,800株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	3,220,000株
	(新株式発行)	3,000,000株
	自己株式処分	220,000株)
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による株式売出し
		4,425,200株
		オーバーアロットメントによる株式売出し
		1,146,700株(※)

(2) 需要の申告期間 2021年3月15日(月曜日)から
2021年3月18日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 2021年3月19日(金曜日)

(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2021年3月22日(月曜日)から
2021年3月25日(木曜日)まで

(5) 払込期日 2021年3月29日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 2021年3月30日(火曜日)

(注) 上記(1)②に記載の引受人の買取引受による株式売出しに係る株式の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う株式売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である伊藤謙自(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,146,700株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2021年3月30日から2021年4月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	28,808,100株
公募による増加株式数	3,000,000株
第三者割当増資による増加株式数	1,146,700株 (最大)
増加後の発行済株式総数	32,954,800株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 2,971,024 千円 (*) は、第三者割当増資の手取概算額上限 1,065,513 千円 (*) と合わせて、設備資金として、①システムリニューアル費、運転資金として、②広告宣伝費、③借入金返済、④採用費及び人件費、⑤システム開発費に充当する予定であります。

①システムリニューアル費

「SPIDERPLUS」の開発環境や既存のユーザーインターフェースを改良するためのシステムリニューアルに充当する予定であります。

②広告宣伝費

「SPIDERPLUS」の成長のためには、取引社数を増やし、市場シェアを拡大する事が重要であると考えております。そのため、先行投資として認知拡大とリード(見込み顧客)獲得を目的とした Web 広告や TVCM などに要する広告宣伝費に充当する予定であります。

③借入金返済

「SPIDERPLUS」の開発費や人員増強などによる運転資金の増加について、一時的な資金不足を金融機関からの借入金により運用しております。財務体質の強化を図るために、その借入金の返済資金に充当する予定であります。

④採用費及び人件費

当社の主たる事業である ICT 事業の成長のために、システム開発に従事するエンジニアや、営業並びに顧客サポートに従事するビジネス人員を含め、優秀な人材の確保、定着及び育成が重要であると考えており、採用費及び人員増加による人件費に充当する予定であります。

⑤システム開発費

「SPIDERPLUS」のより一層の建設現場の業務効率化への貢献を目指した機能の開発を行うための開発費として充当する予定であります。

以上の資金使途別の具体的な予定金額及び充当予定時期は以下のとおりです。また、残額につきましては、当社の事業規模拡大のための運転資金に充当する方針であります。が、具体化している事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

項目	予定金額 (百万円)	充当予定時期及び充当予定金額(百万円)		
		2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期以降
①システムリニューアル費	300	300	—	—
②広告宣伝費	1,070	305	255	510
③借入金返済	497	417	50	30
④採用費及び人件費	1,740	283	346	1,111
⑤システム開発費	275	59	72	144
合計	3,882	1,364	723	1,795

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,010 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、業績の推移、財務状況や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保とのバランスをとりながら企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△215.94円	△4.59円	2.19円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	20.1%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、2017年12月期及び2018年12月期の自己資本当期純利益率は、当期純損失を計上しているため記載していません。
4. 当社は、2017年4月27日付で普通株式1株につき912株の株式分割を行っており、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。また、2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年12月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△2.16円	△4.59円	2.19円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分並びに上記3. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である伊藤謙自、売出人である株式会社 CHIYOMARU STUDIO、増田寛雄、野田隆正、鈴木雅人、村商株式会社、酒寄直人、当社株主である大村幸寛、吉田淳也及び川合弘毅並びに当社新株予約権者である安藤龍平及び石戸祐輔は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年6月27日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記3. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

売出人であるDCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、りそなキャピタル4号投資事業組合、三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合、あしかが企業育成ファンド3号投資事業有限責任組合及びみずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年6月27日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記3. の引受人の買取引受による株式売出し及びその売却価格が上記1. の公募による新株式の発行における発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるスパイダープラス従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年9月25日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年9月25日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2021年2月24日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。